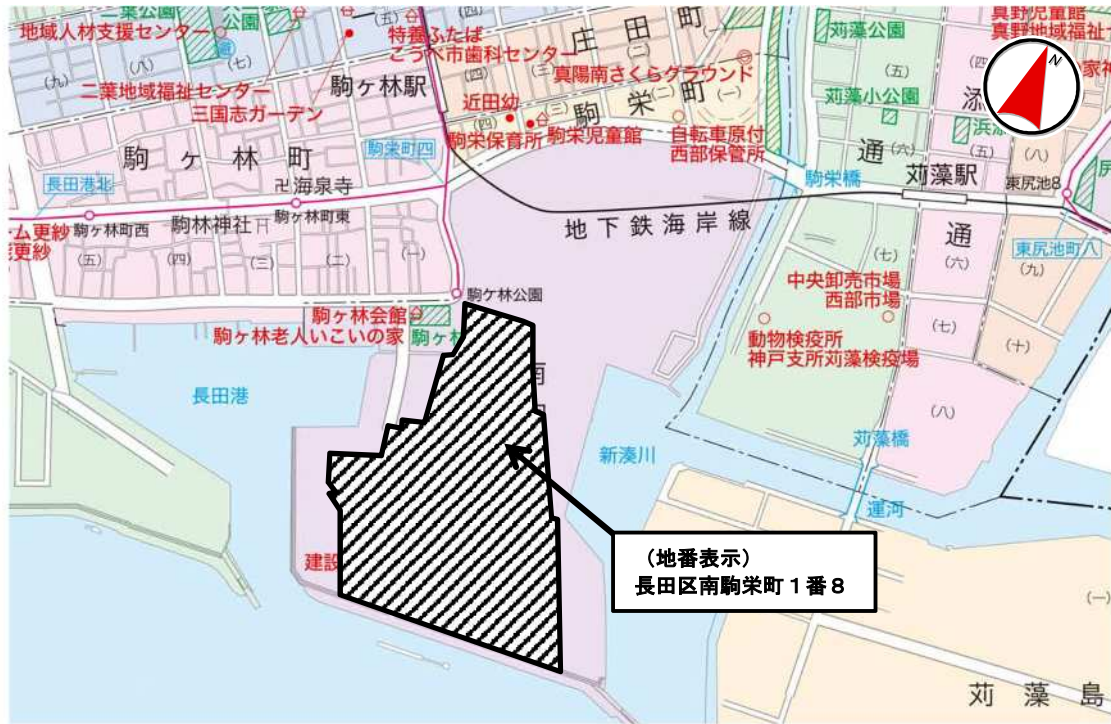


土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	長田区南駒栄町1番8の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和8年4月8日
特定有害物質の種類	シアン化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壤汚染のおそれがあると認められた、ベンゼン、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、
土地の地歴調査結果	・工場等の事業地として利用された履歴があった。 ・特定有害物質である上記物質の使用等が確認された。
土壤の測定結果	シアン化合物 溶出量 0.1mg/L（指定基準「検出されないこと」）
区域指定する土地の面積	100 m ²
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取 （含有量超過はない）	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：土壤を直接摂取するおそれがない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する。	

位置図



指定区域図

